

SOFTIC ヤングゼミナール2011(第3回)

2011年8月11日

データSOS事件

東京地裁平成22年12月10日判決 (平成20年(ワ)第27432号)
知財高裁平成23年5月26日判決 (平成23年(ネ)第10006号)

発表者

パナソニック株式会社
法務本部 平井直子

(「6.考察」部分 文責)

株式会社NTTデータ
知的財産室 西川英毅

(地裁・高裁判決まとめ 文責)

目次

- 1. 本件事案
 - 1.1 当事者
 - 1.2 事案の概要
 - 1.3 争点
- 2. 争点(1) 著作権侵害の成否
 - 2.1 裁判所が示した判断枠組み
 - 2.1.1 創作性
 - 2.1.2 複製権、翻案権侵害
 - 2.2 コンテンツの対比
 - 2.2.1 地裁の判断
 - 2.2.2 高裁の判断
 - 2.3 文章の対比
 - 2.3.1 見出し・構成
 - 2.3.2 文章1、2①、2②
 - 2.3.3 文章2③
 - 2.3.4 文章3①
 - 2.3.5 文章3②、3③、3④
 - 2.4 控訴人の補充と高裁の判断
- 3. 争点(2) 著作者人格権侵害の成否
- 4. 争点(3) 一般不法行為の成否
 - 4.1 原告の主張と地裁の判断
 - 4.2 控訴人の主張と高裁の判断
- 5. 争点(4) 原告の損害額
争点(5) 謝罪広告の必要性
- 6. 考察
 - 6.1 争点(1)について
 - 6.1.1 著作権侵害の要件事実
 - 6.1.2 地裁、高裁の著作権侵害の判断枠組み
 - 6.1.3 「創作性」要件について
 - 6.1.4 その他の論点
 - 6.2 争点(3)について
 - 6.3 参考文献
- 7. 参考法令

1. 本件事案

1.1 当事者

- 原告(控訴人)

- オーインクメディアサービス株式会社

- 事業内容

- コンピュータの保守、管理、コンピュータにおけるデータ復旧サービスの請負等

- 被告(被控訴人)

- ロジテック株式会社

- 事業内容

- コンピュータ関連機器の開発、製造、販売等

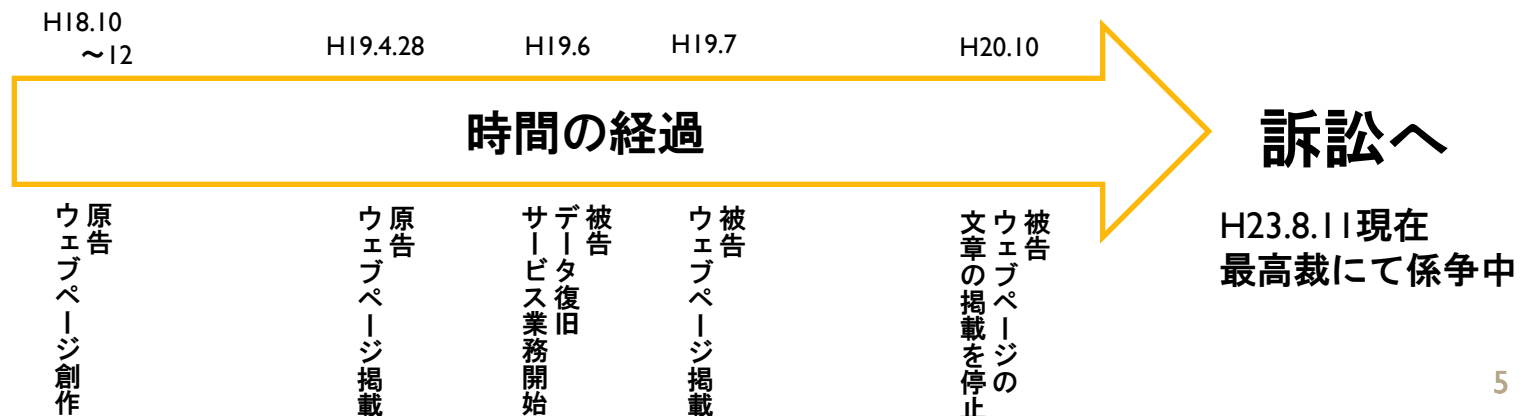
1.2 事案の概要

- 原告(控訴人)

- ①平成18年10月から12月にかけて、データ復旧サービスを一般に周知し顧客を誘引するためのウェブページを創作
 - ②自社のウェブサイト「データSOS」のタイトルで掲載
 - ③推敲、改良を重ね遅くとも平成19年4月28日の時点で、データ復旧サービスに関するウェブページ(コンテンツ、文章)を完成させ、ウェブサイトに掲載
- 原告ウェブページ
<http://www.auinc.co.jp/index.html>

- 被告(被控訴人)

- ①平成19年6月、データ復旧サービス業務を開始
 - ②遅くとも同年7月1日ごろまでに、被告の業務内容を紹介するウェブサイトにデータ復旧サービスに関する文章を掲載
 - ③平成20年10月初旬、被告文章の掲載を停止
- 被告ウェブページ
<http://www.logitec.co.jp/>



1.3 争点

- (1) 著作権侵害の成否
- (2) 著作者人格権侵害の成否
- (3) 一般不法行為の成否
- (4) 原告の損害額
- (5) 謝罪広告の必要性

2. 争点(1) 著作権侵害の成否

	対象	創作性の有無	複製権、翻案権の侵害の成否
コンテンツ	原告が作成したウェブサイトのボタン、タブメニュー、文章等のコンテンツ	創作性なしと判断(地裁、高裁)	非侵害と判断(地裁、高裁)
文章	原告が作成したウェブサイトの文章(構成、記載順序、配列接続、小見出し、言い回し、語句や単語の選択等)	創作性なしと判断(地裁、高裁)	非侵害と判断(地裁、高裁)

2.1 裁判所が示した 判断枠組み

2.1.1 創作性

- 地裁が示した判断枠組み

- 「創作的に」表現されたというためには、作成者の何らかの個性が発揮されていれば足り、厳密な意味で、独創性が発揮されたものであることまでは必要ないが、文章がごく短いものであったり、表現形式に制約があるため他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合は、作成者の個性が現れているとはいえないため、創作的な表現ということとはできない。

- 高裁が示した判断枠組み

- 「創作的」に表現されたというためには、厳密な意味で独創性が発揮されたものであることは必要ではなく、筆者の何らかの個性が表現されたもので足りるというべきであるが、他方、文章自体がごく短く又は表現上制約があるため他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合には、筆者の個性が表現されたものとはいえないから、創作的な表現であるということとはできない。

2.1.2 複製権、翻案権侵害

- 地裁、高裁が示した判断枠組み
 - 著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから（著作権法2条1項1号参照）、既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、複製にも翻案にも当たらないと解するのが相当である（最高裁平成13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁参照）。

2.2 コンテンツの対比

2.2.1 地裁の判断

- 創作性の有無

- 原告が提出した資料には、「サービスメニュー」ボタン、及び「HDD」、「サーバ/RAID」、「デジカメ/フラッシュメモリ」、「FD/MO/CD/DVD」との表現は存在しない。
- 仮に、これらが本件コンテンツに含まれるとしても、ボタン、タブメニュー等の分類、配置及び表現は、ごくありふれたものであり、作成者の個性が現れているとはいえないから、これらを著作物と認めることはできない。

- 侵害の成否

- 被告が本件コンテンツに係るどの部分の著作権を侵害したのかを具体的に主張しないから、本件コンテンツに係る著作権侵害の成否を判断することはできない。

2.2.2 高裁の判断

- 創作性の有無

- ウェブページの「サービスメニュー」における「HDD/ハードディスク」「サーバ/RAID」「デジカメ/フラッシュメモリ」「FD/MO/CD/DVD」の各記載は、データ復旧サービスの対象となる保存媒体を示す語にすぎない。
- また、「ホーム」は、ウェブページを閲覧する場合に最初に表示される画面を、「データSOSとは」「サービスの流れ」は、提供するサービスの概要を、「よくある質問」は、提供するサービスに関する主な質問とその回答を表示することにより当該サービスに対する情報を提供するタブメニューであって、ウェブページによる広告においてはありふれた表現手法にすぎない。
- そして、その余の分類、配置及び表現も、控訴人文章について後に詳述するとおり、ごくありふれたものであり、作成者の個性が現れているとはいえない。

- 侵害の成否

- 控訴人の本件コンテンツに係る著作権侵害の主張は失当というほかない。

2.3 文章の対比

No	原告(控訴人)文章	被告(被控訴人)文章
1	■ データ復旧って何？	■ データ復旧技術サービスとは？
2①	■ どんな時に利用されるの？	■ どのようなときに利用するサービスなのか？
2②	<ul style="list-style-type: none">・ バックアップを取っていない・ バックアップを戻せない	<ul style="list-style-type: none">・ バックアップを取っていない・ バックアップからシステムを復旧できない
2③	このような非常事態に遭遇した場合の有効な回復策の一つとして、データ復旧サービスの利用を検討します。	このような非常事態に遭遇した場合の有効な回復策の一つとして、データ復旧技術サービスの利用をご検討ください。
3①	■ 修理と何が違うの	■ データ復旧と修理サービスとの違いは？

2.3 文章の対比

No	原告(控訴人)文章	被告(被控訴人)文章
3②	<p>パソコン修理 ＝パソコンの機能を取り戻すことに主眼を置きます。 たとえばハードディスクが故障した場合、新しいものに交換すればパソコンはその機能を取り戻します。 しかし、新しいものに交換すれば当然データは戻りません。 データは消えてもパソコンは直る。これが修理の基本的なスタンスです。</p>	<p>1. パソコン・機器等の修理 パソコンの動作的な機能を取り戻すことに主眼を置きます。 例えばハードディスクが故障した場合、新しいものに交換すればパソコンはその機能を取り戻します。 しかし、新しいものに交換すれば当然データは戻りません。 データは消えてもパソコン・機器は元に戻ります。これが修理サービスの基本的な考え方です。</p>
3③	<p>データ復旧 ＝データを取り戻すことに主眼を置きます。 データを取り戻すためなら、分解や破壊といった修理とはむしろ逆になることも行います。 たとえるなら</p>	<p>2. データ復旧技術サービスの場合 データを取り戻すことに主眼を置きます。 データを取り戻すためなら、分解や破壊といった修理とは逆行行為になることも行います。 例えば、</p>
3④	<p>パソコンそのものはそれほど高価なものではありませんでした。 しかし、パソコンに保存されているデータは一段と重要性を増しています。</p>	<p>パソコン・機器そのものはそれほど高価なものではありませんでした。 しかし、パソコンに保存されているデータは文書のデジタル化や利便性を追求していく現代では、一段と重要性を増しています。</p>

2.3.1 見出し・構成

- 原告の主張
 - 一まとまりとした全体的な構成、記載順序、配列、小見出し等の具体的な表現において、被告文章は原告文章と表現上の同一性を有しており複製に当たる。
- 地裁の判断
 - 創作性の有無
 - 一般消費者向けの広告用文章においては、広告の対象となる商品やサービスを分かりやすく説明するため、平易で簡潔な表現を用いることや、各項目ごとに端的な小見出しを付すること、説明の対象となるサービスとはどのようなものか、どのような場合に利用するものなのか、異なる商品やサービスとの相違点は何かをどのような構成、順序で記載することなどは、広告用文章で広く用いられている一般的な表現手法といえ、原告主張の上記の全体的な表現に作成者の個性が現れているということとはできない。
 - 侵害の成否
 - 原告文章と被告文章は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎないから、上記共通点をもって複製又は翻案に該当するということとはできない。

2.3.1 見出し・構成

- 控訴人の主張
 - 18文にも及ぶ文章、その構成、記載順序、記号、疑問文等の表現上の特徴のいずれもが全て一致ないし酷似している本件において、「同一性を有する表現が一定以上の分量にわたる」ことは明らかである。
- 高裁の判断
 - 創作性の有無
 - 控訴人文章は、データ復旧サービスについての一般消費者向けの広告用文章として、データ復旧サービスの基本的な内容を説明するものであるから、このような一般消費者向けの広告用文章においては、広告の対象となる商品やサービスを分かりやすく説明するため、平易で簡潔な表現を用いること、各項目ごとに端的な小見出しを付すこと、説明の対象となるサービスとはどのようなものか、どのような場合に利用するものなのか、異なる商品やサービスとの相違点は何かについて、上記各構成、順序で記載することなどは、広告用文章で広く用いられている一般的な表現手法にとどまり、控訴人主張の上記の全体的な表現に作成者の個性が現れているとまでいうことはできない。
 - 侵害の成否
 - 控訴人文章と被控訴人文章との間に、表現上の創作性がない部分にすぎない上記各構成及び順序が共通することをもって、複製又は翻案に該当するということができないから、この点において、控訴人の上記主張は採用することができない。

2.3.2 文章Ⅰ、2①、2②

No	原告(控訴人)文章	被告(被控訴人)文章
Ⅰ	Ⅰ データ復旧って何？	Ⅰ データ復旧技術サービスとは？
2①	Ⅰ どんな時に利用されるの？	Ⅰ どのようなときに利用するサービスなのか？
2②	・バックアップを取っていない ・バックアップを戻せない	・バックアップを取っていない ・バックアップからシステムを復帰できない

● 地裁の判断

○ 創作性の有無

- ・ 文章自体がごく短いものであり、また、データ復旧サービスとはどのようなものなのかを問う疑問文の表現としては平凡かつありふれたものといえるから、当該部分に作成者の個性が現れているということとはできない。

○ 侵害の成否

- ・ 表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎないから、上記共通点をもって複製又は翻案に該当するということとはできない。

2.3.2 文章I、2①、2②

No	原告(控訴人)文章	被告(被控訴人)文章
I	■ データ復旧って何？	■ データ復旧技術サービスとは？
2①	■ どんな時に利用されるの？	■ どのようなときに利用するサービスなのか？
2②	<ul style="list-style-type: none"> ・ バックアップを取っていない ・ バックアップを戻せない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バックアップを取っていない ・ バックアップからシステムを復帰できない

● 高裁の判断

○ 創作性の有無

- ・ 控訴人文章Iは、文章自体がごく短いものであり、また、Q&A方式の文章において、「データ復旧」というサービスを示す単語に「何？」という疑問を表すごくありふれた言葉を使ってデータ復旧サービスとはどのようなものなのかを問う疑問文として表現したものであって、平凡かつありふれたものというほかなく、創作的な表現とはいえない。

○ 侵害の成否

- ・ 表現上の創作性のない部分において共通点を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。

2.3.3 文章 2③

No	原告(控訴人)文章	被告(被控訴人)文章
2③	このような非常事態に遭遇した場合の有効な回復策の一つとして、データ復旧サービスの利用を検討します。	このような非常事態に遭遇した場合の有効な回復策の一つとして、データ復旧技術サービスの利用をご検討ください。

● 地裁の判断

○ 創作性の有無

- 文章自体がごく短いものであり、また、問題が生じた場合にその対応策を検討することを一般的に使用されるありふれた言葉で表現したものにすぎず、表現上の格別な工夫があるということとはできないため、当該部分に作成者の個性が現れているということとはできない。

○ 侵害の成否

- 省略(文章①と同じ)

2.3.3 文章 2③

No	原告(控訴人)文章	被告(被控訴人)文章
2③	このような非常事態に遭遇した場合の有効な回復策の一つとして、データ復旧サービスの利用を検討します。	このような非常事態に遭遇した場合の有効な回復策の一つとして、データ復旧技術サービスの利用をご検討ください。

● 高裁の判断

- 「創作性」、「表現されたもの」要件について
 - 先に具体例として指摘した非常事態が発生した場合に、データ復旧サービスを検討することになる点は、事実にすぎない。
 - しかも、文章自体がごく短いものであり、また、問題が生じた場合にその対応策を検討することを一般的に使用されるありふれた言葉で表現したものであって、表現上の格別な工夫があるとも認められず、当該部分に作成者の個性が現れているということとはできない。
- 侵害の成否
 - 省略(文章①と同じ)

2.3.4 文章 3①

No	原告(控訴人)文章	被告(被控訴人)文章
3①	■ 修理と何が違うの	■ データ復旧と修理サービスとの違いは？

● 地裁の判断

- 「創作性」、「表現されたもの」要件について
 - 文章自体がごく短いものであり、また、相違点を問う疑問文の表現としては平凡かつありふれたものといえるから、当該部分に作成者の個性が現れているということとはできない。
 - データ復旧サービスをパソコンの修理と比較して説明するというアイデア自体は著作権法上保護されるものではない。
- 侵害の成否
 - 省略(文章①と同じ)

2.3.4 文章 3①

No	原告(控訴人)文章	被告(被控訴人)文章
3①	■ 修理と何が違うの	■ データ復旧と修理サービスとの違いは？

- 高裁の判断

- 創作性の有無

- 文章自体がごく短いものであり、また、Q&A方式の文章において、修理との相違点を問う疑問文の表現としては平凡かつありふれたものであるであって、創作的な表現とはいえない。

- 侵害の成否

- 省略(文章①と同じ)

2.3.5 文章 3②、3③、3④

No	原告(控訴人)文章	被告(被控訴人)文章
3②	<p>パソコン修理 =パソコンの機能を取り戻すことに主眼を置きます。 たとえばハードディスクが故障した場合、新しいものに交換すればパソコンはその機能を取り戻します。 しかし、新しいものに交換すれば当然データは戻りません。 データは消えてもパソコンは直る。これが修理の基本的なスタンスです。</p>	<p>1. パソコン・機器等の修理 パソコンの動作的な機能を取り戻すことに主眼を置きます。 例えばハードディスクが故障した場合、新しいものに交換すればパソコンはその機能を取り戻します。 しかし、新しいものに交換すれば当然データは戻りません。 データは消えてもパソコン・機器は元に戻ります。これが修理サービスの基本的な考え方です。</p>
3③	<p>データ復旧 =データを取り戻すことに主眼を置きます。 データを取り戻すためなら、分解や破壊といった修理とはむしろ逆になることも行います。 たとえるなら</p>	<p>2. データ復旧技術サービスの場合 データを取り戻すことに主眼を置きます。 データを取り戻すためなら、分解や破壊といった修理とは逆行行為になることも行います。 例えば、</p>
3④	<p>パソコンそのものはそれほど高価なものではなくなりました。 しかし、パソコンに保存されているデータは一段と重要性を増しています。</p>	<p>パソコン・機器そのものはそれほど高価なものではなくなりました。 しかし、パソコンに保存されているデータは文書のデジタル化や利便性を追求していく現代では、一段と重要性を増しています。</p>

2.3.5 文章 3②、3③、3④

- 地裁の判断

- 創作性の有無

- 内容、表現、記述の順序のいずれにおいても、パソコンの修理はパソコンの機能を取り戻すことに主眼を置くこと、ハードディスクが故障した場合に交換すればパソコンは機能を取り戻すがデータは戻らないこと、データは消えてもパソコンは直ることがパソコン修理の基本であることについて、一般的に使用されるありふれた言葉で表現したものというほかなく、表現上の格別な工夫があるということとはできないから、当該部分に作成者の個性が現れているということとはできない。

- 侵害の成否

- 省略(文章①と同じ)

2.3.5 文章 3②、3③、3④

- 高裁の判断

- 「創作性」、「表現されたもの」要件について

- パソコンの修理が、保存されているデータを保護することよりもパソコンの動作の回復を主眼とするものであること、ハードディスクを交換した場合にはデータが戻らないことは、事実にすぎない。
- 内容、表現、記述の順序のいずれにおいても、パソコンの修理はパソコンの機能を取り戻すことに主眼を置くこと、ハードディスクが故障した場合に交換すればパソコンは機能を取り戻すがデータは戻らないこと、データは消えてもパソコンは直ることがパソコン修理の基本であることについて、一般的に使用されるありふれた言葉で表現したものというほかなく、表現上の格別な工夫があるということとはできず、当該部分に作成者の個性が現れているということとはできない。
- また、データ復旧サービスをパソコンの修理と比較して説明するというアイデア自体は著作権法上保護される表現には当たらない。

- 侵害の成否

- 省略(文章①と同じ)

2.4 控訴人の補充と高裁の判断

- 控訴人の補充①

- 「創作性」とは、「ありふれた表現」の「選択」と「組合せ」に存在するものであるから、著作物を殊更細分化した上で、各要素ないし表現について別個独立にそれぞれ創作性を判断すると、個々の表現が「ありふれたもの」となることは必然である。
- したがって、創作性の有無は、表現過程と表現自体において個性が発揮されているか否かによって判断されるべきであって、原判決の判断手法は誤りである。

- それに対する高裁の判断

- 著作物全体について創作性が認められる場合であっても、その中の「ありふれた表現」についてのみ共通する場合においては、複製権侵害又は翻案権侵害を認めることはできない。

2.4 控訴人の補充と高裁の判断

- 控訴人の補充②

- 仮に表現上の制約があり、表現の選択の幅が小さい場合であっても、他に異なる表現があるにもかかわらず、同一性を有する表現が一定以上の分量にわたる場合には、複製権侵害に当たるといふべきである。

- それに対する高裁の判断

- 控訴人文章と被控訴人文章との間には、見出しなどのごく短い文章やありふれた表現が一致する文章が18文程度散在するにすぎず、控訴人主張のように同一性を有する表現が一定以上の分量にわたる場合とはいえないから、控訴人文章と被控訴人文章とが、実質的に同一であるといふことはできないことは明らかである。

3. 争点(2)

著作者人格権侵害の成否

- 地裁の判断

- ~~複製権又は翻案権を侵害するものとは認められないから、被告が、原告の氏名を表示することなく被告文章を被告のウェブサイトに掲載したことが、原告の本件コンテンツ及び原告文章に係る氏名表示権を侵害するということはできない。~~
- ~~また、原告は、被告が本件コンテンツ又は原告文章を盗用する行為が著作権法113条6項所定の行為に該当すると主張するが、被告文章は本件コンテンツ及び原告文章を複製又は翻案するものとは認められないから、被告が被告文章を被告のウェブサイトに掲載する行為は、本件コンテンツ及び原告文章を「利用」するものということはできず、被告の行為が同条のみなし侵害行為に該当するということはできない。~~

3. 争点(2)

著作者人格権侵害の成否

- 高裁の判断

- 本件コンテンツ及び控訴人文章に係る控訴人の複製権又は翻案権を侵害するものとは認められないから、被控訴人が、控訴人の氏名を表示することなく被控訴人文章を被控訴人のウェブサイトに掲載したことが、控訴人の本件コンテンツ及び控訴人文章に係る氏名表示権を侵害するということはできない。
- また、被控訴人は、被控訴人文章を被控訴人のウェブサイトに以上に検討したとおりの態様で掲載したにすぎないのであって、これを控訴人の名誉又は声望を害する方法によって本件コンテンツ又は控訴人文章を利用したもの（著作権法113条6項）ということができないことは明らかである。

4. 争点(3)

一般不法行為の成否

	原告(控訴人)が主張する不法行為	依拠性	一般不法行為の成否
地裁	原告の広告文言を盗用した被告の行為は、社会的相当性を逸脱する等	被告文章は、原告文章に依拠して作成されたことがうかがわれる	不法行為を構成しないと判断
高裁	他人の執筆の成果物を不正に利用して利益を得たと評価される場合には、公正な競争として社会的に許容される限度を超える等	被控訴人文章は、控訴人文章に依拠して作成されたものと推認せざるを得ない	不法行為を構成しないと判断

4.1 原告の主張と地裁の判断

- 原告の主張

- 先行企業としての業務経験に基づき試行錯誤の上に完成させた自社のオリジナルの広告文につき、同一サービスに新規参入する業務経験のない大手のライバル企業によって盗用されない利益は法的保護に値するものであるから、先行する競合企業である原告の広告文言を盗用した被告の行為は、社会的相当性を逸脱し原告の法的保護に値する利益を侵害した点で不法行為を構成する。

- 地裁の判断 (依拠性について)

- 原告文章欄及び被告文章欄記載の各下線部分の表現は、記載順序や構成、用語や言い回しなどがほぼ共通していること、被告文章の作成担当者であるAは、被告文章を作成するに当たりデータ復旧サービスを行っている100~200社のウェブサイトを開覧し参考にしており(証人A)、原告文章が掲載された原告のウェブサイトを開覧しこれを参考にした可能性があること、Aが被告文章における表現をどのように推敲し、どのような理由から採用したのかなど被告文章の具体的な作成経緯が主張、立証されていないことなどからすると、被告文章は、**原告文章に依拠して作成されたことがうかがわれる。**

4.1 原告の主張と地裁の判断

- 地裁の判断 (不法行為の成否について)
 - ① 原告文章の表現と類似しているのは下線が付されている部分のみであり、全体の2分の1以上を占めるその他の部分は原告文章の表現と類似していない
 - ② 原告文章と被告文章の表現が類似している部分は、データ復旧サービスの内容を一般消費者向けに説明する際に広く用いられている一般的なもので普通に考えられる工夫である
 - ③ 被告文章は広告用の文章であって被告は被告文章の出版、ウェブサイトへの掲載等により直接利益を得ているわけではない
 - ④ 広告用文章を閲覧した者が当該サービスを利用するか否かは、その広告用文章の表現内容のみではなく、当該サービス自体の内容や価格、その実績等によるところが大きい

被告文章が原告文章に依拠して作成されたものであったとしても、被告が被告文章を被告ウェブサイトへ掲載した行為が、公正な競争として社会的に許容される限度を逸脱した不正な競争行為として不法行為を構成すると認めることはできない。

4.2 控訴人の主張と高裁の判断

- 控訴人の主張

- ① 他人の文章に依拠して別の文章を執筆し、ウェブサイト
に公表する行為が、営利目的によるものであり、文章自体
の類似性や構成・項目立てから受ける全体的印象に照らし
ても、他人の執筆の成果物を不正に利用して利益を得たと
評価される場合には、当該行為は公正な競争として社会的
に許容される限度を超えるものとして不法行為を構成する
というべきである。
- ② 控訴人文章は、控訴人において、世間一般に知られてい
なかったサービスにつき、顧客から誤解に基づくクレーム
を受けた等の業務経験に鑑み、試行錯誤を行いながら、控
訴人代表者が、テクニカルライターとしての経験を活用して
書き上げたものであり、被控訴人は、このような先行企
業による成果物に無断で「ただ乗り」し、他人の成果物を
不正に利用してビジネス上の利益を享受していることは明
らかである。
- ③ 保護されるべき企業の利益は、直接的なものに限られる
ものではない。

4.2 控訴人の主張と高裁の判断

- 高裁の判断

- 依拠性について①

- 控訴人文章1ないし3④と被控訴人文章1ないし3④の各表現は、記載順序や構成、用語や言い回しなどがほぼ共通していること、被控訴人文章の作成担当者であるAは、被控訴人文章を作成するに当たりデータ復旧サービスを行っている100ないし200社のウェブサイトを読覧して参考にしており（証人A）、控訴人文章が掲載された控訴人のウェブサイトを読覧し、これを参考にした可能性があること、被控訴人文章は、控訴人文章以外の広告文章とは共通性がないことなどからすると、被控訴人文章は、控訴人文章に依拠して作成されたものと推認せざるを得ない。

4.2 控訴人の主張と高裁の判断

- 高裁の判断

- 依拠性について②

- 仮にAの説明のとおり、被控訴人文章作成の際、控訴人文章を全く参照しなかったのであるならば、控訴人文章と被控訴人文章とが、記載順序や構成がほぼ共通しているほか、データ復旧が必要となる状態を「非常事態」とした上で、データ復旧サービスを「有効な回復策の一つとして」「データ復旧サービスの利用を検討する」という具体的表現（控訴人文章2③）や、パソコン修理及びデータ復旧について「主眼を置く」点を明らかにした上で、「例えを用いて説明する」具体的表現（控訴人文章3②・③）のみならず、パソコンの低価格化とデータの重要性向上について説明した上で、パソコンに事故が起こった場合に、パソコンが大切なのか、データが大切なのかをよく見極めることが大切であると結論付ける具体的表現（控訴人文章3④）についてもほぼ一致していることは、それらがありふれた表現であることを考慮しても、不自然であるというほかない。

4.2 控訴人の主張と高裁の判断

- 高裁の判断

- 依拠性について③

- しかも、Aが被控訴人文章作成に関して情報を得たとするワイ・イー・データや他社においても被控訴人文章と同様の広告がされているわけではない。
- 特に、Aは、ワイ・イー・データの担当者から、データ復旧と修理との作業や金額の違いについては、顧客に正しく理解してもらわないとクレームが生じるおそれがあると聞いたことを強調するが、ワイ・イー・データのウェブサイトには、「データ復旧サービスは、障害を起した媒体を修理しお返しするものではありません。障害を起した媒体に処置を施し、内部のデータを回収します。そして論理的な処理によって内部に存在するデータをファイルの形にまとめ上げてから、別の記憶媒体に書き込んでお返しするサービスです。」との記載があるのみで、「データ復旧と修理との作業や金額の違い」の詳細が記載されているものではない。被控訴人のウェブサイトも同様である。
- したがって、控訴人がAの説明に疑問を抱き、著作権侵害が認められないとしても、なお被控訴人の行為を強く非難することは、それ自体無理からぬところである。

4.2 控訴人の主張と高裁の判断

● 高裁の判断

○ 不法行為の成否について①

- 控訴人主張の「オリジナル広告文」が法的保護に値するか否かは、正に著作権法が規定するところであって、当該広告が著作権法によって保護される表現に当たらず、その意味で、ありふれた表現にとどまる以上、これを「オリジナル広告」として、控訴人が独占的、排他的に使用し得るわけではない。
- したがって、被控訴人が控訴人のそのような広告と同一ないし類似の広告をしたからといって、被控訴人の広告について著作権侵害が成立しない本件において、著作権以外に控訴人の具体的な権利ないし利益が侵害されたと認められない以上、不法行為が成立する余地はない。

4.2 控訴人の主張と高裁の判断

● 高裁の判断

○ 不法行為の成否について②

- そして、控訴人文章の作成について、いかに控訴人代表者が創意工夫をこらしたとしても、それが著作権法の保護に値せず、そのほか著作権以外に控訴人の具体的な権利ないし利益の侵害が認められない以上、一般不法行為を理由に、法的保護を受けることができないことはいうまでもない。
- 著作権法の保護の対象とされない表現物については、原則として自由に利用し得るものであり、前記説示のとおり、控訴人文章と被控訴人文章とは、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性のない部分において同一性を有するにすぎない以上、被控訴人文章をウェブサイトに公開したことをもって、公正な競争として社会的に許容される限度を超えたものということはできない。
- さらに、被控訴人が、被控訴人文章をウェブサイトに公開したことをもって、被控訴人に控訴人指摘の何らかの利益が生じたとしても、その点について控訴人が法的保護に値する立場にない本件においては、これをもって公正な競争として社会的に許容される限度を超えたなどといえる前提があるものではない。

5. 争点(4) 原告の損害額 争点(5) 謝罪広告の必要性

- 地裁の判断

- 原告の請求は、その余の点について判断するまでもなくいずれも理由がないからこれを棄却する

- 高裁の判断

- 判断なし

考察

考察のポイント

- 6.1 争点(1) (著作権侵害の成否) について
 - 6.1.1 著作権侵害の要件事実
 - 6.1.2 地裁、高裁の著作権侵害の判断枠組み
 - 6.1.3 「創作性」要件について
 - ・ 裁判所の判断枠組み (再掲/検討)
 - ・ 要素① 「他の表現が想定できない場合」
 - ・ 要素② 「表現が平凡かつありふれたもの」
 - ・ 本判決の検討 (私見)
 - 6.1.4 その他の論点
- 6.2 争点(3) (一般不法行為の成否) について

6.1 争点(1) (著作権侵害の成否) について

6.1.1 著作権侵害の要件事実

I. 原告が著作権者であること

(1) 権利の客体が著作物であること

(著作権法2条1項1号)



②③が
特に
問題に
なる

- ① 「思想又は感情」を ×事実
- ② 「創作的」に 【「創作性」要件】
- ③ 「表現」したもの ×アイデア
- ④ 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」
に属する

(2) 原告の著作権取得原因事実

II. 被告が原告の著作権を侵害したこと

6.1.2 地裁、高裁の著作権侵害の判断枠組み

「既存の著作物に依拠して創作された著作物が、
思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現
それ自体（Ⅰ.(Ⅰ)③）でない部分又は表現上の創造性（Ⅱ.(Ⅰ)②）
がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合
には、複製にも翻案にも当たらない」【江差追分事件（最判H13・6・28）】

複製・翻案に該当するためには（Ⅱ.）、
既存の著作物とこれに依拠して創作された著作物との同一性を
有する部分が

思想又は感情を （Ⅰ.(Ⅰ)①）

創作的に （Ⅰ.(Ⅰ)②）

表現したもの （Ⅰ.(Ⅰ)③）

であることが必要である

*（ ）内は筆者が追記

⇒ まず原告作品が被告作品と共通している部分の著作物性を
検討する手法により、著作物性の判断対象を絞り込んでいる

cf. まず原告作品の著作物性を検討して、それが
被告作品で再製されているかを検討する手法

6.1.3 「創作性」要件について

～裁判所の判断枠組み（再掲）

- 地裁が示した判断枠組み

- 「創作的に」表現されたというためには、作成者の何らかの個性が発揮されていれば足り、厳密な意味で、独創性が発揮されたものであることまでは必要ないが、文章がごく短いものであったり、表現形式に制約があるため他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合は、作成者の個性が現れているとはいえないため、創作的な表現ということとはできない。

- 高裁が示した判断枠組み

- 「創作的」に表現されたというためには、厳密な意味で独創性が発揮されたものであることは必要ではなく、筆者の何らかの個性が表現されたもので足りるというべきであるが、他方、文章自体がごく短く又は表現上制約があるため他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合には、筆者の個性が表現されたものとはいえないから、創作的な表現であるということとはできない。（*下線は筆者）

6.1.3 「創作性」要件について

～裁判所の判断枠組み（検討）

【私見】

- 「創作性」がないとされる場合の判断枠組みについて
高裁判決での当事者の主張からは、
地裁は3要素（①文章が短い②表現形式に制約があるため他の表現が想定できない場合③表現が平凡かつありふれたものである場合）、
高裁は2要素（①文章自体がごく短く又は表現上制約があるため他の表現が想定できない場合②表現が平凡かつありふれたものである場合）
の判断枠組みに見えるが（前頁の判決抜粋下線部分参照）、
これは地裁判決を原告が誤解したためで、
実際には、どちらも2要素（①他の表現が想定できない場合、
②表現が平凡かつありふれたものである場合）の判断枠組みであり、
実質的に同じと考える。
- 高裁は、2要素であることを明確にするために、表現を微修正したものとする。

6.1.3 「創作性」要件について

～裁判所の判断枠組み（検討）

【過去の裁判例における位置づけ】

本判決と同様の判断枠組みを取る裁判例が多い。

- ・ ライブドア裁判傍聴記事事件（知財高判H20・7・17）
- ・ 通勤大学法律コース事件原審（東京地判H17・5・17）

★ライブドア裁判傍聴記事事件（知財高判H20・7・17）（百選5）

「…言語表現による記述等の場合、ごく短いものであったり、表現形式に制約があるため、他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合は、記述者の個性が現われていないものとして、『創作的に表現したもの』と解することはできない。」

★通勤大学法律コース事件原審（東京地判H17・5・17）

「…他方、文章自体がごく短く又は表現上制約があるため他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合には、筆者の個性が表現されたものとはいえないから、創作的な表現であるといふことはできない。」

6.1.3 「創作性」要件について

～要素①「他の表現が想定できない場合」

【過去の裁判例】

- (1) 「ごく短い文章」の例（創作性否定） *大橋論文P.189参照
- ・「1月1日の『梅』は『忠実、気品』といった花言葉の表現
(大阪地判H16・2・12最高裁HP)
 - ・「眼窩下溝の上を覆っている複合組織の膜(眼窩骨膜の一部)を切り開くと、眼窩下神経と眼窩下動脈が現われる。眼窩下溝の続きである眼窩下管の骨壁をノミで削って、眼窩下神経と眼窩下動脈を全貌に割り出していくと、眼窩下孔に達する」
(⇒わずか二文からなり表現上の創作性ないし個性を認めることは困難、と判示) (東京高判H13・9・27)
 - ・カーテン用資材等のカタログ中の、上飾り芯地の使用方法をわずか60字程度で表現した説明文 (大阪地判H7・3・28)

*短文だが創作性肯定した例：

「ボク安心 ママの膝(ひざ)より チャイルドシート」(交通安全標語事件)
(東京地判 H13・5・30)(⇒著作権侵害は否定)

6.1.3 「創作性」要件について

～要素①「他の表現が想定できない場合」

【過去の裁判例】

(2) 表現形式に制約がある場合

(“誰が表現しても同じようになる場合”)

- ・「法令の内容等を法令の規定の順序に従い、簡潔に要約し、法令の文言又は一般の法律書に記載されているような、それを説明する上で普通に用いられる法律用語の定義を用いて説明する場合」
(通勤大学法律コース事件原審(東京地判H17・5・17))
- ・「・・・被告書籍中には、(中略)・・・の語を用いた点など、被告【B】が被告書籍執筆に際して原告著作物を参考にしたことをうかがわせる部分もないではない。しかし、右の点を含めて、(中略)の各B欄記載の記述部分の多くは、葬儀という事実を伝えるに当たって一般的に記述する事項について、いかなる者が記述しても同様な表現にならざるを得ないような慣用的表現ないしありふれた表現により記述されたものであり、原告著作物中の創作性が認められるような特徴的表現部分については、いずれも被告書籍中にはこれと対応する表現は存在しない。」(東京地判H12・12・26)

6.1.3 「創作性」要件について

～要素②「表現が平凡かつありふれたもの」

【過去の裁判例】 * 作花論文P.10～15参照

★通勤大学法律コース事件

(東京地判H17・5・17(原審)、知財高判H18・3・15(控訴審))

～同じ表現(「X表現14」)について

＜創作性を肯定(原審)＞⇒著作権侵害を肯定

- ・「表現の制約がある中で、一般の法律書や解説書に記述されている内容や表現と必ずしも同一ではなく、X表現14の具体的表現についてはXの個性が表現されたものということができる。」

＜創作性を否定(控訴審)＞⇒著作権侵害を否定(不法行為肯定)

- ・「上記共通部分は、法令の内容や判例から導かれる当然の事項を普通に用いられる言葉で表現したものにすぎず、創作的な表現であるとはいえない。」「確かに、上記共通部分は、・・・また、一般の法律書や解説書に記述されている表現と必ずしも同一ではない表現が用いられている部分も含まれているものの、その表現自体がありふれたものであることは否定できず、Xの個性が表現されたものということとはできない。」

6.1.3 「創作性」要件について

～要素②「表現が平凡かつありふれたもの」

【過去の裁判例】 *作花論文P.15～17参照

★「シャンテリー転職情報」事件（東京地判H15・10・22）

原告（エン・ジャパン（株））がウェブサイトに掲載した
転職情報の著作物性を肯定

⇒被告（イーキャリア（株））による著作権（複製権、
翻案権、送信可能化権）侵害を肯定

「原告が掲載した転職情報は、シャンテリーの転職情報広告を作成するに当たり、原告の特徴として、・・・エンジニアが設立したという由来などを、募集要項として、職種、・・・などをそれぞれ摘示し、また、具体的な例をあげたり、文体を変えたり、「あくまでエンジニア第一主義」、「入社2年目のエンジニアより」などの特徴的な表題を示したりして、読者の興味を惹くような表現上の工夫が凝らされていることが認められる。」「確かに、別紙比較対照表1における原告転職情報3、6だけを見ると、単に事実を説明、紹介するだけであり、文章も比較的短く、他の表現上の選択の幅は、比較的少ないといえることができる。」「しかし・・・別紙比較対照表1(対照表2も同じである)における原告転職情報の各部分はいずれも読者の興味を惹くような疑問文を用いたり、文章末尾に余韻を残して文章を終了するなど表現方法にも創意工夫が凝らされているといえるので、著者の個性が発揮されたものとして著作物性を肯定すべきである。」

6.1.3 「創作性」要件について

～要素②「表現が平凡かつありふれたもの」

【過去の裁判例からの考察】 *作花論文P.4参照

- ・ 非文芸的著作物（実用的著作物）の方が文芸的著作物に比べて：

表現形式に制約があり、また簡明に書こうとするほどありふれた表現を使用することになるので、
創作者の個性が現われにくく、創作性が否定される方向に



「非文芸的な創作物の一部分の表現に個性が反映されているとの評価を受けるためには、比較的広い範囲の表現が他者に利用されたということが必要になる」（作花論文P.4左24-27行目）

- * 通勤大学法律コース事件控訴審では、原告書籍の1～2頁がほぼそのまま複製されていても著作物性が否定されている
⇒ 現時点で、裁判所の明確な判断基準を見出すのは困難

6.1.3 「創作性」要件について

【本判決の検討（私見）】

■判断枠組みについて：

過去裁判例の判断枠組み（2要素）を踏襲しており、
また、これは、抽象的な「創作性」要件につき分析的判断を
可能にするものなので、妥当と考える。

■当てはめについて：

- ・要素①「他の表現が想定できない場合」：

共通部分の大半は1～2行のごく短い文章なので、過去裁判例
に照らせば、この要素に当てはまる。

- ・要素②「表現が平凡かつありふれた」について：

- ・通勤大学法律コース事件控訴審判決に照らせば、共通部分
の少なさ（「18文程度散在するにすぎ」ない（高裁判決
P.23））および「一般的に使用されるありふれた言葉」
のみ使用されていること、

- ・また、「シャンテリー転職情報」事件判決に照らしても、
当該事件のウェブサイト記載にあったような「読者の興味
を惹くような表現上の工夫」は見当たらないことから、

共通部分の大半の部分につき、この要素に当てはまる。

⇒ 共通部分の大半の部分については、創作性が否定されると考える。

6.1.3 「創作性」要件について

【本判決の検討（私見）（続き）】

■当てはめについて（承前）

- ・しかし、原告文章3②、3③、3④については、内容的に3②→3③→3④と説明が連続して続いており、これらを一つのまとまりと見ることも可能と考える（3③の後の文章他、間の文章が欠落しているが、内容的には3②を受けて3④へと引き継がれていく一連の流れの説明として一つのまとまりと考える）。
- ・3②、3③、3④を一まとまりと考えた場合には、1～2行ずつの「ごく短い文章」とはいえない上、「パソコン修理とデータ復旧を比較することにより、データ復旧の特徴を読者に分かり易く説明し復旧サービスを訴求する」という「表現上の創意工夫」がなされており（アイデアに留まらない）、原告の個性が現われていると言いうる。
（cf. 控訴人の主張：細分化の弊害を一般論として述べたのみ（高裁P.5））
- ・よって、原告文章3②、3③、3④を一まとまりとして考えた上で、この部分については創作性があり、著作物性があるものと考えられる。そして、当該部分と被告文章3②、3③、3④とは具体的表現においてほぼ共通しており、被告文章は原告文章に依拠して作成したと考えられるから（高裁P.24）、複製権・翻案権侵害が成立するとも考えることができる。

6.1.4 その他の論点

■ 「創作性」要件（I.(1)②）について：

- ・表現のまとまりを細分化するほど、細分化された部分は「ありふれた表現」となってしまう。（*水戸論文P.4参照）
そうなると、どこまでを表現のまとまりとして捉えるかが創作性の有無の決定的要素になりうるが、これをどう考えるか。
- ・通勤大学法律コース事件控訴審では、「一般人向けの解説を執筆するに当たっては、表現等に格別な創意工夫を凝らしてするのでない限り、平易化・単純化等の工夫を図るほど、その成果物として得られる表現は平凡なものとなってしまう、著作権法によって保護される個性的な表現からは遠ざかってしまう弊を招くことは避け難いものがあり」としているが、それだと、難解で馴染みのない表現を使った創作物が著作物として保護され、複雑な事柄を平易な用語で分かり易く書いた創作物が「ありふれた表現」のものとして著作権法で保護されなくなる可能性がある。これをどう考えるか。
- ・創作性の概念を「個性の現われ」ではなく「表現の選択の幅」と考える立場（*中山著作権法P.52）につき、どう考えるか。

6.1.4 その他の論点

■ 「表現したもの」要件（I.(1)③）について：

「著作権の保護対象は表現であり、アイデアは保護されない」（アイデア・表現二分法）は著作権法の基本原則とされる。

地裁判決では、原告文章3①について、「アイデア自体は著作権法上保護されない」としているが、実用的な著作物では、実際にはアイデアと表現は明確には区別できないのではないか。

6.2 争点(3) (一般不法行為の成否) について

著作物性のない創作物の利用による一般不法行為の成否

不法行為（民法709条）は、実体法上の「権利」が侵害された場合のみならず、「法律上保護される利益」が侵害されれば成立する。



著作物性が否定され、著作権の保護対象にならない創作物でも、その利用につき著作権侵害が成立する場合がある。

＜いかなる場合に不法行為が成立するか＞ * 百選P.59参照

- ・ 著作権法の保護の対象とならない創作物については、単に利用しただけでは不法行為は成立しないのが原則。
（理由）知的財産権法において保護されていない情報については原則自由に利用でき、競争することができるとするのが、知的財産法の趣旨（自由競争原理を背景とする産業・文化の発展を目的とした情報の利用に関する利害調整）に合致
- ・ 自由競争の観点から正当化できない特段の事情がある場合には、不法行為の成立を認めても知的財産権法の趣旨に反しない。

著作物性のない創作物の利用による一般不法行為の成否

【過去の裁判例】

～不法行為の成立を肯定したもの

<p>木目化粧紙事件 (東京高判H3・12・17)</p>	<p>他者の木目化粧紙の模様と「寸分違わぬ、完全な模倣(いわゆるデッドコピー)」である製品を製作し、これを当該他者の販売地域と競合する地域において廉価で販売したことにより、当該他者の卸売価格を値下げざるをえない事態を招来→「取引における公正かつ自由な競争として許されている範囲を甚だしく逸脱し、法的保護に値する控訴人(当該他者)の営業活動を侵害するものとして不法行為を構成する」</p>
<p>自動車データベース事件 中間判決 (東京地判H13・5・25)</p>	<p>原告は、多大な費用や労力をかけて(開発に5億円以上、維持管理に年間4千万円)データベースを作成して販売するという営業活動を行っていたところ、そのデータベースのデータを組み込んでデータベースを作成し、これを当該他者の販売地域と競合する地域において販売した行為→「取引における公正かつ自由な競争として許されている範囲を甚だしく逸脱し、法的保護に値する原告の営業活動を侵害するものとして不法行為を構成する」</p>
<p>YOL(ヨミウリオンライン) 事件控訴審 (知財高判H17・10・6)</p>	<ul style="list-style-type: none">・本件YOL見出しは、①Xの多大な努力、費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したもの②簡潔な表現により、それ自体から報道される事件等のニュースの概要について一応の理解ができる③そのみでも有料での取引対象とされるなど独立した価値を有するので、「法的保護に値する利益」・Yは、デッドコピーしてLTリンク見出しを作成・配信→YOL見出し業務と競合する面があることも否定できない・Yのライトピックアップサービスとしての一連の行為は社会的に許容される限度を超え、Xの法的保護に値する利益を侵害したのものとして不法行為を構成
<p>通勤大学法律コース事件 控訴審 (知財高判H18・3・15)</p>	<ul style="list-style-type: none">・「X各文献を構成する個々の表現が著作権法の保護を受けられないとしても、故意又は過失によりX各文献に極めて類似した文献を執筆・発行することにつき不法行為が一切成立しないとするのは妥当ではない。」・「<u>執筆者は自らの執筆にかかる文献の発行・頒布により経済的利益を受けるものであって、同利益は法的保護に値する</u>」・「<u>他人の文献に依拠して別の文献を執筆・発行する行為が、営利の目的によるものであり、記述自体の類似性や構成・項目立てから受ける全体的印象に照らしても、他人の執筆の成果物を不正に利用して利益を得たと評価される場合には、当該行為は公正な競争として社会的に許容される限度を超えるものとして不法行為を構成する</u>」

著作物性のない創作物の利用による一般不法行為の成否

【過去の裁判例】 ～不法行為の成立を否定したもの

- 一方で、多くの下級審判例は、一般論としては不法行為の成立する余地を認めるものの、結論としては不法行為の成立を否定（百選P.59参照）
- なお、
 - ★サイボウズ事件（東京地判H14・9・5）、
 - ★スケジュール管理ソフト事件（東京地判H15・1・28）では、

「市場における競争は本来自由であるべきことに照らすと、著作権侵害行為に該当しない行為については、ことさら相手方に損害を与えることを目的として行われたなどという特段の事情が存在しない限り、民法上の一般不法行為を構成することはない」
として、不法行為の成立をより限定的に解している。

著作物性のない創作物の利用による一般不法行為の成否

【本判決の検討（私見）】

高裁判決は、「被控訴人の広告について著作権侵害が成立しない本件において、著作権以外に控訴人の具体的な権利ないし利益が侵害されたと認められない以上、不法行為が成立する余地はない」と言い切っているが、これをどう考えるか？

<理由>

- ①複製したと主張する対象の創作物（広告文）が、原告の商品そのものではない（cf. スライド60頁：不法行為の成立を肯定した裁判例）
- ②原告文章の作成に際して原告が多額の費用や労力をかけており、それに被告がフリーライドしたというような事情の立証もない（cf. 自動車データベース事件）
- ③「ことさら相手方に損害を与えることを目的として行われたなどという特段の事情」もない
（サイボウズ事件、スケジュール管理ソフト事件のように成立範囲を限定的に考えた場合）

↓ よって

本件においては、著作権侵害がなかった場合に、それ以外に「法的保護に値する利益」が侵害されたとまではいえず、不法行為の成立を認めなかった判断は妥当と考えられる。

著作物性のない創作物の利用による一般不法行為の成否

【その他の論点】

判例は、著作物性を否定したことにより結論が妥当でないと思われる場合にバランスをとる形で不法行為の成立を認める傾向もあると考えられる。

特に、通勤大学法律コース事件控訴審では、従前より広く不法行為の成立を認めていると考えられるが、いきすぎると著作権の趣旨を没却するおそれがある。

この点につき、どう考えるか。

6.3 参考文献

- 作花文雄「表現物としての創作性の評価と公正な利用秩序」
コピーライト2006年11号（「作花論文」）
- 水戸重之「『ありふれた表現』の法理」
（『知的財産法の理論と実務4』（平成19年・新日本法規）
所収）（「水戸論文」）
- 大橋正春「著作物性の主張立証」
（齊藤博先生御退職記念論集『現代社会と著作権法』
（平成20年・弘文堂）所収）（「大橋論文」）
- 中山信弘「著作権法」（平成19年・有斐閣）
（「中山著作権法」）
- 著作権判例百選（第4版）（平成21年・有斐閣）（「百選」）

* 「 」内は本文中での略称

7. 参考法令

- 著作物 (著作権法2条1項1号)
 - 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 複製権 (著作権法21条)
 - 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。
- 翻案権 (著作権法27条)
 - 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。
- みなし侵害 (著作権法113条6項)
 - 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。
- 不法行為による損害賠償 (民法709条)
 - 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。